バックフィットルールの明確化を求める!

(原子炉等規制法改正案審議に際して)

今国会で行われた**原子炉等規制法**の改正案の審議における私の取り組みをご報告します。

この法律の正式名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、原子炉や核燃料物質等が平和的・計画的に取り扱われるために必要な事項を定めています。

職場からの要望に基づいた意見提起を行う

私は、この法案の審議に際して、かねてより職場から寄せられていた要望を実現するべく、2 つの視点から意見提起を行うこととしました。ひとつめは「バックフィットルールの明確 化」、ふたつめは「職場の実情を踏まえた実効ある検査制度の見直し」です。

バックフィットとは…

東日本大震災後に見直された原子炉等規制法において導入された制度です。

最新の技術や、事故・災害などから得られた新たな知見を もとに規制基準が変更された場合、既にある原子力発電所 にも、その基準への適応が求められます。

バックフィットルールの明確化

仮にバックフィットが適用されることになった場合、「即時に適応することが求められるのかそれとも猶予期間があるのか?」「安全性に与える影響がごく小さいのに、多大なコストがかかる場合も適用が必要なのか?」等のルールが明確になっていないことから、「何らかの事象が発生した場合、原子炉の停止を突然命じられるかもしれない」「事業者の予見可能性を損ない、電力の安定供給に支障が生じかねない」などの問題が指摘されています。

原子炉等規制法改正案の審議経過 (H29) 2/7 ・政府から国会に法案提出 3/14 ・衆議院環境委員会で審議・採決・資成多数・可決 4/4 ・参議院環境委員会で審議・採決・参議院環境委員会で審議・採決・参議院環境委員会で審議・採決・参議院環境委員会で審議・採決・参議院で選集をしました! 4/7 ・参議院本会議で採決・資成多数・可決 ・法律公布・一部を除き3年以内に施行

(委員会での質疑において)

意見提起に際して着目したのが、今回の法改正で新設された「原子力規制委員会は、この法律に規定する原子力施設に係る基準を定めるに当たっては、原子力の研究、開発及び利用における安全に関する最新の知見を踏まえつつ、それぞれの原子力施設の安全上の特性に応じ、**当該基準の明確化に努める**ものとする」という条文です。

そこで、私は質疑において**「この条文を踏まえれば、バックフィットルールも明確にするべきではないか」**と何度も迫りました。

ところが、原子力規制庁は「この条文はそういう意味ではない」「何かが発生した場合、個別に判断する」「事情が色々ありうるので、具体的に示すのは困難」といった答弁に終止し、まったく前向きな姿勢を示す ことはありませんでした。



(国会の意志を示す附帯決議)

委員会質疑では意見提起を正面から否定されてしまった形となりました。その 上で、私の主張を**附帯決議**に盛り込むことができないか模索することしました。

早速、「政府は本法の施行にあたり次の事項について適切な措置を講ずべきである」として、**「原子力規制委員会は(略)バックフィットの運用に関するルールや判断基準を明確化し、規制化するためのプロセスを整備すること」**などの項目を盛り込んだ附帯決議を作成しました。

私がこの附帯決議を行いたい、と思っても、結局は多数決ですから否決されてしまっては何にもなりません。そこで、決議文案を持って回り、与野党の枠を 超えて多くの議員に賛同を求めました。

その過程では、文末の「整備すること」を「整備することに努めること」と、一部**骨抜き**しようとする修正意見が出たりもしましたが、それでは決議の意味が損なわれてしまいます。粘り強い交渉の末、原案で各会派の了承をとり、附帯決議を行うことができました。

国会では、どうしても法律改正までが議論の中心となりかねませんが、**法律が施行された後、政府がどのように運用していくかをしっかりと注視していく**のも国会議員の役目の一つであると考えています。

今回、この附帯決議を行ったことで、これから原子力規制委員会がいつまでたってもバックフィットルールの明確化を行わなかった際には**「国会の意志に反している」という追及**を行うことが可能となります。

職場の実情を踏まえた実効ある検査制度の見直しを!

また、意見提起のふたつめのポイントは、今回の改正で大幅に変わることとなる**原子力施設の検査制度の見直し**についてです。「これまで規制者と事業者で重複していた検査について、事業者責任を明確化し規制者はより重要な点に集中する」「実質的な安全性に着目しメリハリのある検査を実施することで、安全性を高める」といった変更内容となっています。

いずれも意味のある変更ですが、**制度の見直しで現場の負担が増えたり、混乱を招いたりするようなことがあってはなりません**。この観点からの質疑を通じて、原子力規制庁から「事業者の意見を踏まえながらガイドラインの整備を図っていく」「検査官による恣意的な運用がなされないようマニュアルを整備し、研修や教育を充実させていく」、「現場で混乱が生じないよう、試運用を行いその結果を踏まえて円滑な導入に努める」などの答弁を得ました。**また、これらの事項についても附帯決議**を行いました。新しい制度は3年以内に施行されることとなりますが、それまでの間、入念な準備が行われるよう、今回の答弁や決議に基づいた対応がきちんと行われるよう、引き続き動向を注視してまいります。

私が国会でこのような意見提起を行うことができるのも、職場から要望をお寄せ頂き、お知恵をお借りしているからです。改めて、皆さんのご支援に感謝 を申し上げます。



附帯決議とは…

法案の採決時に行われる、その法律に対して国会の意志を示す決議です。 政府は、実際に法律を運用する際にはこの決議を尊重することとされています。